

第 2 次白老町食育推進計画（概要版）

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の趣旨・目的

平成 17 年 6 月に「食育基本法」が制定され、国では、平成 28 年 3 月に「第 3 次食育推進基本計画」、北海道では、平成 26 年 3 月に「第 3 次どさんこ食育推進プラン」が策定されています。白老町においても、平成 25 年 3 月に「白老町食育推進計画」を策定し、食育施策を推進してきました。

社会情勢の変化やこれまでの取り組みの評価を踏まえ、新たに取り組むべき課題に対応するため、引き続き白老町における食育に関する施策の円滑な実施を目指します。

(2) 食育の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

(3) 計画の位置付け

本計画は、食育基本法に基づいた、国や道の計画を基本とし、白老町総合計画を上位計画として、「健康しらおい 21 計画」をはじめとする各関連計画と整合性を図り、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置付けます。

(4) 計画の期間

平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度までの 5 年間とします。

2. 食を取りまく現状

ライフスタイルや価値観の多様化を背景に食の多様化も進展しています。食生活の乱れに起因する糖尿病等の生活習慣病の重症化は医療費、介護費に影響を与えており課題となっています。また、食生活の状況では、子どもの朝食欠食は減少傾向にあるものの、大人の朝食欠食があります。共食の割合は減少傾向にあり、家庭環境の変化などが考えられます。

3. 第1次計画の評価

生活習慣病予防への取り組みをする町民の割合の増加や、肥満者の割合が減少しており、食の大切さを理解し、健全な食の実践の取り組みが進められています。

子どもの食育では、給食指導の他、教科とのかかわりや、総合的な学習、保健指導とおして食育が推進されています。朝食欠食の割合が減少しており、望ましい生活リズムの向上が伺えます。また、学校給食での地場産品の利用も増えており、地域の食文化を伝える取り組みが行われています。一方で、共食の割合や食事のあいさつをする子どもの割合は減少しており、家庭環境の変化も伺えます。共食はコミュニケーションの場だけでなく、食事マナーや協調性、社会性を学ぶ機会でもあります。多様な暮らしに対応した共食の推進の必要があります。

災害時の食について知識のある町民の割合は低く、災害の備えへの意識を高めるとともに、家庭における備蓄を進めるための広報や周知の必要があります。

基本施策	項目	対象	第1次(H24)	目標値(H29)	達成状況(達成○)		
食の大切さを理解し、健全な食の実践	生活習慣病予防のため運動や食習慣の改善に取り組んでいる町民の割合	町民	現状値なし	50%以上	H29	↑79.5%	○
	肥満者の割合	40～74歳の町民	夕ホ [*] 該当者 18.2%	13%以下	H28	↑17.9%	
			夕ホ [*] 予備軍 11.8%	10%以下		↓10.3%	
幼児の虫歯のり患率	3歳児	15.3%	13%以下	H28	↓15.1%		
楽しんで食べる「共食」の推進	朝食を家族と一緒に食べる人の割合	小学校5年生	平日87%	平日90%	H29	平日 ↓73.1%	
			休日91%	休日92%		休日 ↓69.9%	
		中学校2年生 (H24年は中学校3年)	平日71%	平日81%		平日 ↓68.6%	
			休日67%	休日70%		休日 ↓56.9%	
「早寝早起き朝ごはん」運動の推進	朝食を欠食する人の割合	小学校6年生	16%	14%	H29	↓3.3%	○
		中学校	18%	16%		↓11.5%	○
食文化の理解と継承	学校給食で町産物の活用(地場産品利用率100%の品目)	食育防災センター	3品	4品	H29	↑6品	○
食に対する関心と感謝の気持ちの醸成	食事のあいさつができる幼児の割合	幼児	(H25) 朝食：80.6% 夕食：90.3%	100%	H29	朝食：↓78.3% 夕食：↓87.6%	

基本施策	項目	対象	第1次(H24)	目標値	達成状況(達成○)			
食の安全と情報の提供	災害時の食育について基礎的な知識を持っている町民の割合	町民	現状値なし	20%	H29	災害時に必要な食料を知っている	11.5%	
						避難生活で体調を崩さない食事を知っている	5.9%	

4. 第2次計画における基本理念と施策

(1) 計画の基本理念

食の大切さを理解し、食を通じた豊かな人間性を育む
～みんなで取り組む生涯を通じた食育の推進～

(2) 計画の基本施策

- ① 食の大切さを理解し、健全な食の実践の推進
- ② 楽しく食事をする習慣づくり
- ③ 地域の食材や食文化を理解し、継承する
- ④ 食に対する関心と感謝の気持ちの醸成
- ⑤ 食の安全と情報の提供

5. 目標値の設定

基本施策	項目	対象	第2次(H28) ※一部H29	目標値(H34)
食の大切さを理解し、健全な食の実践	生活習慣病予防のため運動や食習慣の改善に取り組んでいる町民の割合	町民	79.5%	50%以上
	肥満者(BMI25以上)の割合	40～74歳の町民	30.6%	25%以下
	メタボリックシンドローム該当者の割合		17.9%	13%以下
	幼児の虫歯のり患率	3歳児	15.1%	13%以下
	朝食を欠食する人の割合	乳幼児	12.4%	0%
		小学校6年生	3.3%	0%
		中学生	11.5%	0%
40～74歳の町民		11.1%	8%以下	
楽しく食事をする習慣づくり	朝食を家族と一緒に食べる割合 (全員または家族の一部)	乳幼児	68.9%	80%以上
		小学校5年生	平日:73.1% 休日:69.9%	90%以上 90%以上
	夕食を毎日家族と一緒に食べる頻度	中学校2年生	平日:68.6% 休日:56.9%	80%以上 70%以上
		乳幼児	88.4%	90%以上
地域の食材や食文化を理解し、継承する	学校給食で町産物の活用 (地場産品利用率100%の品目)	食育防災センター	6品	8品
食に対する関心と感謝の気持ちの醸成	食事のあいさつができる幼児の割合	幼児	朝食:78.3% 夕食:87.6%	90%以上
食の安全と情報の提供	災害時に必要な食料を知っている町民の割合	町民	11.5%	20%
	避難生活で体調を崩さない食事を知っている町民の割合		5.9%	10%

6. 施策の展開

家庭における食育の推進 (第19条)	<input type="checkbox"/> 生活習慣病の発症・重症化の予防 <input type="checkbox"/> 望ましい生活習慣の習得 <input type="checkbox"/> 歯の健康の推進 <input type="checkbox"/> 楽しんで食べる共食の推進 <input type="checkbox"/> 地域の食材や食文化の継承 <input type="checkbox"/> あいさつや食事マナーに関する啓発 <input type="checkbox"/> 食品ロス削減の推進
学校・保育園等における食育の推進 (第20条)	<input type="checkbox"/> 食に関する正しい知識の普及 <input type="checkbox"/> 望ましい食習慣の定着 <input type="checkbox"/> 地域の食材や食文化の理解 <input type="checkbox"/> 食に対する感謝の気持ちを育む <input type="checkbox"/> 安心安全な食の提供
地域における食生活改善のための 取り組みの推進(第21条)	<input type="checkbox"/> 生活習慣病の発症・重症化の予防 <input type="checkbox"/> 地域における学習機会の提供と啓発普及 <input type="checkbox"/> 地産地消の推進と食文化の理解と継承 <input type="checkbox"/> 「愛食食べきり運動」の推進 <input type="checkbox"/> 食に関する正しい知識の啓発
ライフステージにおける食育の推進 (第22条)	<input type="checkbox"/> 妊娠期の食育 <input type="checkbox"/> 乳幼児期の食育 <input type="checkbox"/> 学童期の食育 <input type="checkbox"/> 青年期の食育 <input type="checkbox"/> 壮年期の食育 <input type="checkbox"/> 高齢期の食育
地産地消推進の展開 (第23条)	<input type="checkbox"/> 地場産物の利用促進 <input type="checkbox"/> 食農・食漁教育の推進 <input type="checkbox"/> 生産者と消費者の交流の促進 <input type="checkbox"/> 安心・安全な食の提供
食文化の継承のための活動への支援等 (第24条)	<input type="checkbox"/> 食文化の継承のための活動への支援
食品の安全性、栄養等に関する調査、 情報提供等(第25条)	<input type="checkbox"/> 食の安全性、栄養等に関する調査、情報提供

7. 計画の推進

地域特性を生かした食育を具体的に推進するため、関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等が横断的な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

8. 計画の評価と進捗管理

計画に掲げる取り組みを実施するとともに、活動状況を取りまとめ進捗管理しながら、成果の評価を行います。